平成２８年（フ）第３６２号
神奈川県厚木市下荻野807番地７　第１鈴英アパート６、前住所神奈川県厚木市温水991番地１　シティハイム昭産101
債務者　下条留美子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１１号
神奈川県厚木市戸田265番地１　パストラルガーデン壱番館101
債務者　大嶺ディエゴこと　ＯＭＩＮＥ　ＤＩＥＧＯ　ＪＡＶＩＥＲ　ＣＡＹＥＴＡＮＯ
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１２号
神奈川県厚木市戸田265番地１　パストラルガーデン壱番館101
債務者　東江カストロロサこと　ＡＧＡＲＩＥ　ＣＡＳＴＲＯ　ＲＯＳＡ
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１号
山口市嘉川4937番地15
債務者　門田　佳久
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡串本町有田121番地
破産者　有限会社ワコーバツグ工業
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第７７３４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目36―１―101
破産者　田山登美三郎
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４号
東京都世田谷区桜丘５丁目46―12―101
破産者　加納　陽子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４００号
東京都北区東十条５丁目２番９号
破産者　有限会社東栄ドライ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０１号
東京都北区桐ケ丘１丁目２－Ｅ36―108
破産者　平　紀代治
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８４１号
東京都大田区北嶺町10―２―207
破産者　大津　和子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５３６号
東京都東村山市秋津町５丁目34―55
破産者　茂木　　理
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７０号
東京都新宿区荒木町20―16　Ａビル１Ｆ
破産者　株式会社パシフィカ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７１号
群馬県高崎市片岡町３丁目2242―６
破産者　飯塚　　傳
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２９号
東京都足立区鹿浜６丁目23番８号
破産者　株式会社北友工業
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６３０号
東京都大田区西蒲田５丁目３―15―305
破産者　柴田　　厚
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４０号
山梨県南都留郡山中湖村山中663番地の１
破産者　日本エレコン株式会社
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４１号
東京都八王子市中野山王２丁目16―33　リビエールＢ205
破産者　矢野　聖彦
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４７号
東京都中央区銀座１丁目27番８号
破産者　株式会社クロスオーバー
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０９号
東京都板橋区高島平２丁目33―７―210
破産者　芳賀沼満藏
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７５４号
東京都大田区大森本町１丁目１―１―1307
破産者　古賀　　明
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６８号
東京都大田区本羽田２丁目12番１―310号
破産者　株式会社エミネントサプライ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部